

## 工事に関する注意・留意事項について

◎下記について、注意の上、工事管理を行ってください。

- ・ 工事写真には、日にちを入れてください。
- ・ 小型特殊自動車は、軽自動車税の申告の上、ナンバープレートを付けてください。(詳しくは、四日市市入札情報の「小型特殊自動車に該当する建設機械等をお持ちの事業者様へ」を参照ください。)
- ・ 工事成績評定における考査評定判断基準について、仕事に対する創意工夫、使用材料における品質及び性能があります。前述について各々高める工夫を行う場合は、内容について施工計画書等に記載の上、監督職員に説明してください。提出されない場合は、評価対象外となります。

◎下記の書類について、必要に応じ提出してください。

① 環境管理に係わる配慮事項確認書(設計金額500万円以上の場合)

対象物件については、会社へ郵送しますので記載の上、提出してください。

② 施工体制台帳及び施工体系図<sup>\*1</sup>(下請契約を行う場合)

表紙に施行体制台帳及び施工体系図届を添付してください。

※1・・・下請負業者(再下請負業者も含む)との契約書又は、注文請書等も添付してください。

交通誘導員との契約も対象となります。

表紙：市 HP→四日市市入札情報→書式のダウンロード

書式：市 HP→事業者の方へ→建築・開発・営繕→営繕

→営繕工務課ホームページ→書式1-3(国交省リンク)

③ 休日及び夜間工事承諾願(土日及び祝祭日において、工事を行う場合)

書式：市 HP→事業者の方へ→建築・開発・営繕→営繕

→営繕工務課ホームページ→書式1-4

④ 産業廃棄物管理票(マニフェスト)確認表(産業廃棄物が発生処分する場合)

マニフェスト(A, D又はE票)については、確認表提出時、原本を提出してください。確認後、原本は返還します。写しの提出は不要です。

書式：市 HP→事業者の方へ→建築・開発・営繕→営繕

→営繕工務課ホームページ→書式1-2

⑤ ネットワーク工程表(契約金額5000万円以上の新築、改築、増築工事の場合)

原則として、総合施工計画書に添付し、工程管理を行うこと。分離発注の場合は、他業者と調整協議の上、工程表を作成すること。

⑥ 安全管理記録(新規入場者教育、KY等)、工事日報(監督職員が提出を求めた場合)